

令和5年度 第1回宮崎県地域年金事業運営調整会議 議事要旨

【開催日時】 令和5年8月1日（火） 14:00～16:00

【開催場所】 ニューウェルシティ宮崎 2階高千穂

【出席者】 委員 11名、日本年金機構 5名

1. 開会
2. 日本年金機構 宮崎年金事務所長あいさつ
3. 委員等紹介
4. 委員長の選出

事務局より【資料1】「宮崎県地域年金事業運営調整会議設置要綱」について説明後、今期（令和5年4月1日～令和7年3月31日）の委員長の互選を実施。今期についても、全会一致で南九州短期大学 名誉教授 佐保様に委員長を務めていただくこととなった。

5. 議事

以降は佐保委員長を議長として議事を進行。

（佐保委員長）

ただいまおそれ多くも委員長を仰せつかった。本日は当会議での協議が実り多きものになるよう努力するのでよろしくお願ひしたい。

余談だが、先週大学の授業で本日の会議に関係がありそうな内容について講義を行ったばかりである。一国の総人口に占める割合を人口構成というが、国際連合では65歳以上の方を高齢者としている。人口構成において高齢者（65歳以上）の方が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「化」がとれて「高齢社会」ということである。

我が国の状況を見ると、約50年前の1970年（昭和45年）に7%を超え、高齢化社会になったということで、イエローカードといったところである。世間では、この年に大阪万博が開催されており、いわゆる高度成長期の真っ只中であつたわけである。1973年（昭和48年）にはオイルショックがあり、初めて日本経済はマイナス経済成長を記録するという大不況経済に至るが、その後安定的な経済成長を続け、24年後の1994年（平成6

年)には14%超えの高齢社会に突入しており、いわゆるレッドカードといったところである。その翌年に起きたのが阪神淡路大震災や地下鉄サリン事件である。

このように流れを見ると日本の場合、大体半世紀ごとに変化してきていることがよくわかるが、日本をはじめ先進諸国はどの国も高齢化社会になり、現在は高齢社会に入っている。しかしながら、我が国の状況は極めて深刻である。高齢者の割合が7%から14%に至るまでの年数を倍加年数というが、例えばフランスでは114年、スウェーデンでは82年、アメリカでは約70年、イギリスでは約50年、日本と比較的似ているドイツでは40年かかっている。日本の場合はこれが24年で倍になっているということが非常に深刻であると言われている。

現段階では4人弱で1人の高齢者を支える社会であるが、これが2050年になると3人に1人が高齢者とうことになり、この先どうなるかが非常に懸念される場所である。しかしながら、どのような時代になったとしても、私たちの老後を考えた場合、公的年金は老後を支える本当に頼りとなる命綱ではないかと考えている。公的年金はストックではなくフローであり、税金による支えもある。また、賦課方式のため経済変動によるインフレ等による影響が少ない。公的年金制度というものは、人間の英知が生み出した世代を超えた社会全体で人々が支え合う共生社会の柱ではないかと考える。

今後、公的年金制度をさらに維持・発展させていくためには、公的年金制度の意義、仕組み、大切さを子供から大人に至るまですべての国民に正しく理解して頂き、協力して頂くことが非常に大事になってくる。そのためには、地域年金事業の効果的な推進、展開が重要となる。本日の会議には年金に関わる重要な役割を担っておられる各職場・職域の方々が委員としてご出席されている。当会議が実り多きものとなるよう、委員の皆様には忌憚のない率直な意見を賜りたい。また、事務局をはじめ関係各位の皆様におかれては的確な情報の提供と暖かい支援をよろしくお願いしたい。

議題1 令和4年度事業実施結果

冒頭、宮崎年金事務所長 田平より「地域年金展開事業の概要」について説明後資料に沿って各年金事務所長より令和4年4月～令和5年3月の事業実施結果について説明。質疑応答後、議題1の内容について委員の皆様よりご了解頂いた。

【主な意見・質問等】

(田中委員)

年金制度周知のため様々な対応をいただいているが、年金制度を理解して頂くことの必要性、事業の目的について教えてほしい。

(宮崎年金事務所長 田平)

事業の趣旨としては、広く公的年金制度を理解して頂いた上で、将来年金を受け取ることができない無年金者を一人も出さないようにすること、制度周知により理解しながら保険料も納めて頂き、ご自身の将来設計を考えて頂くことを目的として普及活動を行っている。

(田中委員)

県内には40校程度の専門学校があるが、専門学校の生徒は、高校卒業後に専門学校に入り、そこで専門的な技能を身に付けて県内に就職される方が多く地域経済に役立っている方が多いことから専門学校への年金セミナーの実施は大事である。

(宮崎年金事務所長 田平)

各学校への依頼は行ったが、昨年度はコロナウイルス感染症の関係もあり、年金セミナーの実施はなかなか難しいとのご意見も多かった。今年度はできるだけ実施したいと考えており、現在各学校へ依頼を行っているところである。

(田中委員)

中学校でのセミナー実施は1校とのことだが、一般的に早いうちに社会の仕組み、社会をどうやって支えていくのかをわかりやすく説明することが大事である。「わたしと年金」エッセイの応募が無かったのは、そのような関心を持ってもらう機会が無かったからではないかと思う。DVDやチラシ等もあるかもしれないが、ある程度詳しい方が中学校等に入って説明し、それを中学生が自分のこと、家族のこと、地域のことと考え、それを文

章にして理解を高めるということは非常に大事である。

(宮崎年金事務所長 田平)

ご意見のとおり早いうちから年金制度を理解してもらうことは重要であると考えており、年金セミナーの実施について広く周知する中で、この中学校については、1校だけ要望があり、訪問の上、中学生を対象とした制度説明を行ったものである。

ご指摘のとおり、昨年度は「わたしと年金」エッセイの応募が1件も無かったが、「わたしと年金」エッセイ応募についてもあらゆる機会を通じて案内しており、各学校へ年金セミナーの実施について依頼する際にもあわせて依頼している。特に今は夏休み期間であるため、7月頃に要請に行った際には、夏休みの宿題等に取り入れてはどうかといった案内もしているところである。

(佐保委員長)

「わたしと年金」エッセイの応募については、今後工夫していくとのことなので、鋭意努力して今年度はできるだけ応募者が出るようがんばって頂きたい。

(佐保委員長)

年金セミナーの対象は大学生、専門学校生、高校生、中学生とあるわけだが、伝える教材は全く同じものを使用しているのか。それともそれぞれの発達段階に応じて異なるものを使用しているのか。

(宮崎年金事務所長 田平)

基本となる資料（リーフレット、パンフレット）はあるが、大学生であればすでに保険料を納付しなければならないことや学生納付特例制度の案内などのより詳しい説明、高校生や中学生などの若年者であれば、あまり細かい説明ではなく将来の設計を考えてもらうために制度の概要をわかりやすく説明するなど相手に合わせた説明を行っている。

(本山委員)

資料 P.8 に地域連携事業として、年金相談や制度説明会について主に記載されている。令和4年度は厚生年金保険の適用拡大といった大きな事業があったかと思う。令和6年度にも更に適用拡大が行われるが、これに関し、協会けんぽや社会保険労務士会、適用されていない事業所であれば商工会議所や経営者団体と連携した年金事務所としての取り

組みの予定や実績があるか教えてほしい。

(宮崎年金事務所長 田平)

厚生年金保険の適用拡大に係る周知については、地域年金展開事業というよりは年金事務所としての活動を主に動いており、協会けんぽや商工会議所等も含めさまざまな関係機関へ情報提供や依頼も行っている。特に商工会議所や新規適用説明会等でも適用拡大の話もさせて頂いており、年金事務所として説明会等を積極的に実施しているところである。

(本山委員)

宮崎県では地域年金推進員が1名委嘱されているが、P12を見ると地域年金推進員が年金セミナーの講師を行っている学校がある。他県では講師を行うというよりも、各学校を回って年金セミナーの案内を行って実施に繋げていくといった活動を行っているようであるが宮崎県は違うのか。そもそも地域年金推進員の活動内容について日本年金機構ではどういったものを想定しているのか教えてほしい。

学校の訪問活動も含まれるということであれば、宮崎県内は広いのでとても一人ではカバーしきれず、少なくとも各事務所に1名ずつは配置しないと高校だけでも回れないのではないかと。

(宮崎年金事務所長 田平)

宮崎県においても学校訪問による年金セミナーの依頼の際には、地域年金推進員にも同席して頂いている。当然1名ではすべての学校での同席はできないため、主要な学校を選んで積極的に訪問して頂いている。また、地域年金推進員の先生ご自身もぜひ講師として説明したいということもあり、機構職員とあわせて一緒に年金セミナーを実施しており講師としても活躍して頂いているといった状況である。

ご指摘のとおり、本来であれば地域年金推進員を各事務所に1名ずつ配置できれば一番良いが、予算の関係もあり宮崎県には2名までしか配置することができない。現在は1名の委嘱のため、あと1名を募集中である。

(本山委員)

年金セミナーについては、一番効果があるのは現に保険料を納め始めた大学生やこれ

から社会に出ようとする高校3年生に対して20歳になったら保険料を納めなければいけないということを自分のこととして教えてあげることではないかと思う。

おそらく年金セミナーは一方向的に説明して生徒たちは聞いているだけといった形式が多いと思うが、昨今の高校の授業のやり方はグループ討議や話し合った意見をまとめて発表し合うといったものが多く、聞くだけの授業は基本的にはあまり無いといったことを耳に挟んだことがある。そうすると、年金セミナーとしては一方向的な説明よりも今でも実際にやっているがDVD等を授業の中で活用していただくやりの方が、高校での年金セミナー活動としてはやりやすいのではないかと思うが、年金事務所が年金セミナーを実施する際、実際の高校の現場では、どういったやり方が有用か、もし何かあれば教えてほしい。

(宮崎年金事務所長 田平)

年金セミナーの実施形式については、講義形式とグループ形式の2通りあり両方できるが、どちらが良いかは学校のご要望を聞いて実施しているところである。確かにご指摘のとおり昨今はグループ形式のほうが理解が深まると言われているが、グループ形式になるとかなり時間を要するということもあり、講義形式を希望される学校が多い。

(重永委員)

ご指摘のとおり、ここ2～3年で授業のやり方は従来のものから大きく変わっており、特に令和4年度から高等学校の学習指導要領が新しく変わり、共同的、対話的なものが重要視されつつあり、一方向的な講義形式の授業よりもそういった授業の方が多くなってきているのは事実である。ただ、講義形式の授業が全くないということではなく、様々な講演会等があるがその際は講師の先生が来て90分間講義されたりもするので、それぞれの良いところをうまく混ぜていけば良いと思う。

また、県立高校は県内37校あるが、プロジェクター等のICT機器が全て入っており、ご指摘のあったDVD等の活用がしやすくなっているので、そういったものを上手く使いながら授業に取り入れていけたら良いと思う。

(田中委員)

私立高校についても、徐々にICT機器は入ってきている。プロジェクターは全校ではないが、現在基本的には1人1端末を整備しているので、ICTを活用した講義も検討頂きたい。私立の学校でも、社会や生活の授業での教え方は先生方も工夫してやっている。例

えば高校生であれば、ただ聞くだけの授業ではなく、収入や支出の関係、年金の運用等いろいろなことに興味があると思うので、そういった制度の興味を混ぜながらやると理解が深まると思う。

(佐保委員長)

授業の形式としては講義形式もあればグループ形式もあるが、グループ形式となると時間もかなり要するという点でひとつの壁があるかと思う。ただし、ご意見があったとおり、DVD等の資料を学校に提供し、学校の方で適宜それを公民科や家庭科の授業、グループホームでの活動、総合的な学習の時間等でそれぞれ先生方のほうで工夫して活かしてもらうことに繋げていくのは非常に重要なことだと思う。

(川越委員)

社会保険労務士会でも従来から大学生を対象にした出前講座を実施しているが、私どもの場合は年金にフォーカスしているわけではなく、労働法を中心に働くということの意義等の中で年金制度のことも取り入れて話をしている。特に大学生の場合は、事故等により障害を負ってしまったときに不都合が出ないように、学生納付特例の手続きの方法をきちんとお伝えしている。

これまでには大学のみを対象としていたが、今年からは実業系の高校に対しても何とか時間をとっていただけるようお願いしているところである。コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類になったこともあり、昨年よりは活動がしやすくなったと思う。ご協力いただくと思うがよろしくお願ひしたい。

議題2 令和5年度事業計画

資料に沿って宮崎年金事務所長 田平より説明。
質疑応答後、議題2の内容について、委員の皆様よりご了解頂いた。

【主な意見・質問等】

(本山委員)

実は厚生労働省本省でも大学生に関しては年金対話集会といった年金セミナーと似たようなものを実施している。年金セミナーとの違いは、なぜ公的年金が必要なのか、自分たちは年金をもらえないのではないかといった漠然とした不安を解消するような制度設計の話や年金制度の趣旨、財政的な仕組みをメインで説明しているという点である。

九州では九州大学と熊本大学しか手を挙げておらず、宮崎県内の大学ではどこも実施していない。もし大学へ年金セミナーの話をする際は、制度的な説明は厚生労働省本省から、実務的な説明は日本年金機構から話をさせてもらえないかということで厚生労働省の名前を出してもらおうのもひとつの方法ではないかと思う。

(佐保委員長)

大学で学生に教えているが、学生が一番感じているのは、果たして自分たちに受給資格ができた時にどれだけもらえるのか不安に感じていることは確かである。

また、2050年になると3人に1人が65歳以上という厚生労働省の推計が出ており、そうなる結果的には生産年齢人口が3分の1で子供が3分の1となり、いわゆる肩車型になるが、今教えている学生達がちょうど50歳の働き盛りとなるその時に自分たちが支えることができるだろうかということと、それから15年後65歳になった時に自分達の後の世代が支えることができるのだろうかといった不安を持っているのは確かである。厚生労働省ではそういったところも十分研究されて、これからいろいろな情報提供がなされるものかと思う。

(本山委員)

地域相談事業のところに記載がある社会福祉施設等（養護学校、養護施設）への制度説明会の実施については、令和4年度の年金セミナーの実施結果にも記載があるが特別支援学校に対して何校か説明されている。

以前、文部科学省を通じて特別支援学校に対して障害年金というものがあるということとを保護者へ周知するよう事務連絡を発出したが、世の中では私たちが思っているほど障害年金が認知されていないと感じている。

障害年金の受給者の半分以上は障害基礎年金を受給しており、更にその半分程度は20歳前障害（特に知的障害）であるため、特別支援学校に対しては障害基礎年金というものを20歳から受けられるということを知っておくことが非常に大事と考えている。具体的な手続き等は実際に請求される際に再度年金事務所に相談に来てもらうよう案内することになるかと思うが、特別支援学校等に対して、まずは障害年金制度があるということの周知に取り組んで頂きたい。

（佐保委員長）

特別支援学校での障害年金の周知については特に保護者の理解が必要だと思うのでよろしくお願ひしたい。

（佐保委員長）

令和5年度事業計画については、令和4年度の事業実施結果を踏まえてからの計画であるため、そう大きく変わったところはないが、制度を知らなかったことで国民が不利益を受けることがあってはならないということで制度の理解の周知徹底を重視していきたいということである。これらを踏まえて、議題2の令和5年度事業計画については、委員の皆様にはご理解いただいたということによろしいか。

<委員一同 異議なし>

議題3 その他

事務局より参考資料について、ねんきんネット等の利用促進への取り組みを中心に説明。質疑応答は無し。

5. 閉会